

甲州市移住支援事業補助金交付要綱

令和元年9月27日

告示第161号

改正 令和2年3月17日告示第38号

令和3年4月1日 告示第53号

令和3年6月9日 告示第98号

令和4年3月8日 告示36号

令和5年3月2日 告示17号

令和5年8月23日 告示第140号

令和6年4月1日 告示第63号

令和7年4月1日 告示第78号

令和8年4月1日 告示第70号

(目的)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から本市に転入し、かつ、就業又は起業等した者に対し、予算の範囲内で甲州市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する特別区の

区域をいう。

(4) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の区域内に住所を定めることをいう。

(5) 転出 住民基本台帳法に基づき、本市の区域外に住民登録を移すことをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件、テレワークに関する要件、起業に関する要件又は関係人口に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主若しくは法人の経営者として東京23区内に通勤（以下「東京23区内への通勤」という。）していたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ雇用保険の被保険者として就職した者については、通学期間を修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として当該大学等への通学期間を通算5年以上の期間に含めることができる。

イ 転入の直前に、連続して1年以上東京23区内に在住していた、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、転入する日からその日の1年3月前の日までの間に連続して1年以上東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ雇用保険の被保険者として就職した者については、通学期間を修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として当該大学等への通学期間を連続した1年以上の期間に含めることができる。

(2) 移住先に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成31年4月1日以降に転入したこと。

イ 第5条の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）において、転入後1年以内であること。

ウ 申請日から5年以上、甲州市に継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 申請者の転入日における年齢が45歳未満であること。

イ 本市市税に滞納がないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

エ 日本人又は外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。）であること。

オ その他市長が補助金対象者として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件」とは、次の各号のいずれかに該当することを行う。

(1) 一般に関する要件 次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 勤務地が、山梨県に所在すること。

イ 就業先が、山梨県が開設及び運営を行う情報サイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している法人並びに個人事業主及び法人格を持たない団体（以下「移住支援事業対象法人等」という。）であること。

ウ 補助対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている移住支援事業対象法人等への就業でないこと。ただし、当該移住支援事業対象法人等への就業前に、他の法人等への勤務年数が10年を超えている場合その他これに類するものとして市の協議に基づき県が対象と認めたものについては、この限りでない。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援事業対象法人等に就業していること。

オ イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が掲載された日以降であること。

カ 移住支援事業対象法人等に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材に関する要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。

イ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ 当該就業先において、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

4 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思決定により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 勤務日数のうち、5分の4以上の日数及び1週間のうち20時間以上のテレワークを移住先において行うこと。

(3) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

5 第1項の「起業に関する要件」とは、補助金の申請までの1年以内に、県実施要綱第6の規定に基づく起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていることをいう。

6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 関係人口対象者の要件 次のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、地域おこし協力隊及び集落支援員にあっては、関係人口対象者とならない。

ア 転入前3年から1か月以内に市の移住相談名簿に記録があること。

イ 市が実施する関係人口創出事業又は移住定住促進事業に参加したことを確認できるものであること。ただし、氏名や住所など本人確認ができる事業に

限る。

ウ 申請日の属する年度の前年度までの3年間に連続して、甲州市へふるさと納税を行っていること。

エ 市に10年以上の居住をしたことがあること。

オ 甲州市空き家情報バンク制度に利用登録をし、当該登録に基づき媒介業者を通じて物件等の購入又は貸借を行っていること。

(2) 地域の担い手確保の要件 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 市内で農林水産業に就業すること。

イ 市内に住所を有するワイナリーに正社員として就業すること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、単身の転入の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の転入（以下「世帯転入」という。）の場合にあつては100万円とする。

2 前項の「世帯転入」とは、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が転入前の在住地において、同一世帯に属し、かつ、補助金の申請時において、同一世帯に属していること。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入し、かつ、申請日において転入後1年以内であること。

(3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本市市税に滞納がないこと。

(4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

3 世帯転入の場合であつて、申請日の属する年度の前年度の3月31日において18歳未満の世帯員（補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の配偶者を除く。この項及び次項において「未成年者」という。）がいるとき、又は転入日から申請日までの間に出生により当該世帯の世帯員の数が増加したときは、第1項の補助金の額に未成年者又は当該出生による子1人につき100万円を加算する。

4 単身の転入の場合であつて、転入日から申請日までの間に出生により当該世帯の世帯員の数が増加したときは、当該申請者の補助金の額は、第1項の規定にかかわらず、100万円に出生した子1人につき100万円を乗じて得た額を加え

た額とする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として山梨県又は本市において事前相談を行うものとする。

2 申請者は、甲州市移住支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号。以下「申請兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 転入後の本市の住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの）

（2） 市税等の収納状況の確認に関する同意書（様式第2号）

（3） 第3条第2項第1号ア及びイに規定する在住に関する要件に該当することが確認できる書類（住民票の除票又は戸籍の附票等（申請日前3か月以内に発行されたもの））

（4） 第3条第2項第1号ア及びイに規定する東京23区内への通勤に該当することが確認できる書類（申請者が雇用保険の被保険者の場合においては、就業証明書又は退職証明書及び雇用保険被保険者離職票等（在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類）、申請者が個人事業主又は法人の経営者の場合においては、開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等（在勤地及び在勤期間が確認できる書類））

（5） 第3条第2項第1号ア及びイに規定する東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者に該当する場合には、在学期間や卒業校を確認出来る書類（卒業証明書等）

（6） 第3条第3項に該当する場合には、就業証明書（様式第3号）

（7） 第3条第4項に該当する場合には、就業証明書（テレワークに関する要件）（様式第3号の2）

（8） 第3条第5項に該当する場合には、起業支援金の交付決定に係る通知書の写し

（9） 世帯転入に係る申請を行う場合には、第4条第2項第1号及び第2号の要件に該当することが確認できる書類（住民票、住民票の除票又は戸籍の附票等（申請日前3か月以内に発行されたもの））

(10) 補助金振込先口座が確認できる書類

(11) 本人確認書類の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の期間)

第6条 前条の交付申請は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 就業した者 転入した日から1年以内の期間

(2) テレワークを行う者 転入した日から1年以内の期間

(3) 起業した者 起業支援金の交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から1年以内の期間。ただし、交付決定日が転入した日以降の場合にあっては、転入した日から1年以内の期間。

(4) 関係人口対象者 転入した日から1年以内の期間

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請兼実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付する者として適当と認める場合は、補助金の交付決定及び額の確定を行い、甲州市移住支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号。以下「決定兼確定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付する者として不適当と認める場合は、その理由を付して、甲州市移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の交付決定及び確定を行った申請者に対して、原則として申請及び実績報告があった日から3月以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号に定める要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 全額の返還

ア 受給者が虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けた場合

イ 申請日から3年未満に転出した場合

ウ 就業に関する要件に該当し、補助金の交付を受けた者が申請日から1年以内に当該補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 申請日から3年以上5年以内に転出した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、前項に定めるところにより、補助金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、山梨県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、甲州市移住支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第6号）により、交付決定取消日、交付決定取消理由、返還命令額のほか、返還期限、返還方法を定め、申請者に通知するものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者、就業先事業所等に対し報告を求め、又は職員を派遣して立入調査を求めることができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、山梨県と市が協議して定める。

附 則（令和元年9月27日甲州市告示第161号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき補助金の交付決定を受けた者における第9条及び第10条の規定の適用については、同日以後においても、なお効力を有する。

附 則（令和2年3月17日甲州市告示第38号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和元年12月20日以後に本市に転入した者に対し適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日甲州市告示第53号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に本市に転入した者に対し適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和4年3月8日甲州市告示第36号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入した者に対し適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月2日甲州市告示第17号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入した者に対し適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月23日甲州市告示第140号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の甲州市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年6月23日から適用する。

附 則（令和6年4月1日甲州市告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日甲州市告示第 7 8 号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日甲州市告示第 7 0 号）
この告示は、公布の日から施行する。